

見積参加希望者 各位

(盛岡市内に本社を有する「文具・事務機器類－OA機器」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積りされるよう通知します。

記

1 随意契約に付する事項

- (1) 件 名 長期継続契約排水設備台帳電子化業務機器賃貸借契約その1
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局庁舎1階 給排水課
- (4) 賃貸借期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

2 契約条項を示す場所

盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局庁舎1階 給排水課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和6年3月18日（月） 9時00分から15時00分まで
- (2) 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局庁舎1階 給排水課
執行即時開封

4 見積書の提出方法

見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積りは、認めない。

5 契約書作成の要否

要 賃貸借契約書による。

6 その他

(1) 見積回数

1回 とする。(ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし 契約期間に基づき賃貸借期間に係る年額 で作成すること。決定も 賃貸借期間に係る年額 とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積りの無効

心得第9に該当する見積りは無効とする。

(4) 同等品の審査について

同等品による見積を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、令和6年3月13日（水）正午までに給排水課まで申請すること。審査で合格しない製品での見積は無効とする。

(5) 本件は、令和6年度を初年度とする長期継続契約につき今回は見積徴取までとし、契約締結は4月1日以降とする。

ただし、契約締結日に指名停止中の者については、契約を締結できない場合がある。

(6) 次年度以降において盛岡市上下水道局の支出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市上下水道局はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

(7) 支払いは賃貸借期間の月払いとし、毎月の履行が完了後に所定の方法により請求・支払うものとする。

7 この契約に関するお問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和6年3月11日（月）17時までに電子メールまたは文書（ファックス可）により盛岡市上下水道局給排水課あて提出すること。

回答は、盛岡市上下水道局ホームページで令和6年3月14日（木）までに公表する。

電子メールアドレス kyuuhaisui@city.morioka.iwate.jp

盛岡市上下水道局給排水課 TEL 019-623-1426（排水設備係直通）、FAX 019-623-1410